

公益財団法人秋田県体育協会 秋田県スポーツ賞表彰内規

秋田県スポーツ表彰規程第9条により、次の内規を定める。

- 1 授与基準については、別表のとおりとする。
- 2 推薦の手続き等については、次によるものとする。
 - (1) 受賞候補の推薦は、各所属団体長が、推薦書（別紙様式）により、所定の期日までに提出しなければならない。
 - (2) 二次推薦の締切は、原則として、冬季国体最終日の翌日とする。
 - (3) 次の各賞の推薦にあたっては、次の資料を添付すること。
 - ①国際優秀賞、国際奨励賞 — 大会要項・公式競技結果一覧
 - ②栄光賞 — 大会要項・公式競技結果一覧
 - ③奨励賞 — 大会要項・プログラム・公式競技結果一覧
 - ④栄誉賞、生涯スポーツ賞 — 競技団体長又は市町村長等による同類の賞歴を示すもの
(表彰状写し。)
 - (4) 国際優秀賞・国際奨励賞・栄光賞・奨励賞については、すでに受賞した者が重ねて受賞することを妨げない。
 - (5) 栄光賞及び奨励賞の個人は、団体（チーム）の一員を個人として推薦することはできない。
 - (6) 生涯スポーツ賞の推薦は、1個人1団体までとする。
 - (7) 生徒の推薦にあたり、学校長が副申書を添付する際は、学校体育団体及び加盟競技団体と協議すること。

附 則 この内規は、平成25年9月3日から施行する。

附 則 この内規は、平成30年4月1日から施行する。